

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に助成することにより、その求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

※若年及び女性を建設労働者として雇入れる場合には、若年・女性建設労働者トライアルコースがあります。

対象となる措置

1 対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」(18ページ参照)の要件を満たすこと。
- (2) 過去3年間、当該対象者を雇用したことがないこと。
- (3) トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用終了までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させたことがないこと。
- (4) 高年齢者雇用措置を講じていること。

※上記以外にも要件があります。詳しくは担当窓口へお問合せください。

2 対象労働者

次の(1)～(4)の全てに該当する求職者が本コースの対象労働者となります。

(1)	ハローワーク等に求職申込みをしている者であること。
(2)	常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解したうえで、 トライアル雇用による雇入れも希望している者であること。
(3)	ハローワーク等の職業紹介日において、次の①～④の いずれにも該当しない者 であること。 ①安定した職業に就いている者 ②自ら事業を営んでいる者または役員に就いている者であって、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の者 ③学校に在籍している者 ④トライアル雇用期間中の者
(4)	次の①～⑤の いずれかに 該当する者 ①職業紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者 ②職業紹介日において、離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、職業紹介日において安定した職業に就いていない期間(離職前の期間は含めない)が1年を超えている者

(4)	<p>④生年月日が1968年（昭和43年）4月2日以降の者であって、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者</p> <p>⑤職業紹介日において、就職支援に当たって特別の配慮を要する次のア～サまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 生活保護受給者 イ 母子家庭の母等 ウ 父子家庭の父</p> <p>エ 日雇労働者 オ 季節労働者 カ 中国残留邦人等永住帰国者</p> <p>キ ホームレス ク 住居喪失不安定就労者 ケ 生活困窮者</p> <p>コ ウクライナ避難民 サ 補完的保護対象者※</p> <p style="text-align: center;">※出入国管理及び難民認定法第61条の2条2項に規定する補完的保護対象者の認知を受けている者</p>
-----	--

※ 上記(4)⑤の対象者のうちイ、ウ、カについては、特定求職者雇用開発助成金と併給が可能な場合（27ページ参照）があります。

3 雇入れの条件

対象労働者を次の(1)～(3)の条件によって雇い入れること。

(1)	<p>ハローワーク等に提出された求人に対して、ハローワーク等の紹介により雇い入れること。 ※派遣求人はトライアル雇用の対象とはなりません。</p>
(2)	<p>原則3か月間のトライアル雇用をすること。 ※事業主と対象労働者との合意により期間を短縮しても差し支えありませんが、支給金額はトライアル雇用を実施した月数分が上限となります。</p>
(3)	<p>1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度であること。 (※30時間を下回らないこと。ただし、日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者の場合は20時間を下回らないこと)</p>

支給額

支給対象者のトライアル雇用に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月間（以下「支給対象期間」という）を対象として助成が行われます。

支給額は下表のとおりとなります。

対象者	支給上限額	支給上限額の計算式
母子家庭の母等、父子家庭の父	15万円	トライアル雇用期間3か月×5万円
上記以外	12万円	トライアル雇用期間3か月×4万円

※若年者（35歳未満）又は女性を建設労働者としてトライアル雇用を行い、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主は、「若年・女性建設労働者トライアルコース」の上乗せ支給を受けることができます。（月額最大4万円×最長3か月）

ただし、トライアル雇用期間中に、

- ① トライアル雇用の支給対象期間中に常用雇用へ移行した場合
- ② 支給対象者が支給対象期間の途中で離職した場合
- ③ トライアル雇用事業主の都合による休業があった場合

などの事情等がある場合は、支給対象期間中に実際にトライアル雇用として就労した日数に基づいて計算した割合に応じて、下表の支給額のとおり支給します。

【計算式】

$$A = \frac{\text{支給対象者が1か月に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が当該1か月にトライアル就労を予定していた日数}} \times 100$$

割合	月額 (母子家庭の母等、父子家庭の父)
$75\% \leq A$	4万円 (5万円)
$50\% \leq A < 75\%$	3万円 (3.75万円)
$25\% \leq A < 50\%$	2万円 (2.5万円)
$0\% < A < 25\%$	1万円 (1.25万円)
$A = 0\%$	不支給

求人申込から受給までの流れ

本助成金の制度活用から受給までの流れは以下のとおりです。

1. 求人申し込み (1ページを参照)

管轄のハローワーク等へ「[トライアル雇用併用求人](#)」として**求人票を提出**して下さい。

2. ハローワーク等の紹介

トライアル雇用対象者を[ハローワーク等の紹介](#)で採用して下さい。

※トライアル雇用併用求人のため、対象者**以外**の紹介も行います。

3. トライアル雇用実施計画書の提出

[トライアル雇用開始日\(採用日\)](#)から**2週間以内**に紹介状を作成・交付したハローワークへ[トライアル雇用実施計画書](#)を提出して下さい。

4. 常用雇用移行へ向けた取組みの実施

トライアル雇用期間中、常用雇用移行へ向けた助言や業務指導を行って下さい。

5. 終了に当たっての常用移行等に関する助言・指導

トライアル雇用終了に当たって、トライアル雇用対象者と話し合い、常用雇用への移行の有無を決定して下さい。

6. 結果報告書・助成金支給申請書提出

トライアル雇用終了後、**2か月以内**に[トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書](#)を事業所管轄ハローワークに提出して下さい。

7. 支給・不支給決定

審査を行い、支給及び不支給の結果通知を行います。

支給の場合は、指定の口座に助成金が振り込まれます。